

【運用変更に伴うQ&A】

〈運用全般〉

Q1：なぜこのような運用変更を行うのか？

A：現在、公設施設では管理人（会計年度任用職員）が常駐し、随時予約への対応や使用料の収納、施設の清掃・整備等の管理業務全般を実施しています。

そのような中、稼働率（利用）が著しく低い施設であっても、管理人を常駐していることから、適切かつ適正な人員配置がなされていない状況にあります。

そこで、費用対効果の観点から、稼働状況に応じた適切な人員配置の検討を進め、管理業務全般における維持管理経費（人件費等）の適正化を図るためです。

Q2：なぜ6施設を対象としたのか？

A：令和8年度については、平日の稼働率が低い下位6施設（概ね15%以下）を対象としたものです。なお、運用変更後の予約運用や勤務体制等の検証を進め、課題整理等を行なながら、次年度以降も、段階的に人員配置の適正化を図ることとしています。

【運用変更を行う（平日稼働率の低い）6施設】

- ①田原スポーツ公園、②吉松スポーツ公園、③北部公園運動場
- ④今熊公園運動場、⑤塚原グラウンド、⑥河内グラウンド

〈予約・収納管理に関すること〉

Q1：なぜ、空き申込み期限を「利用する日の前月の25日まで」とするのか？

A：現状の予約運用（当日予約可）のままでは、常駐しなければならず、このことが結果として、非効果的な人件配置となっています。そこで、空き申込み期限を前月の25日前と前倒しすることで、事前に翌月の予約を把握でき、これにより効果的な人件配置（予約に応じた勤務）の実現を目指すためです。

Q2：空き申込み期限（毎月26日）以降の予約受付は全く行わないのか？

A：利用日が土日祝日の場合は、従来どおり、利用日の2日前までは予約システムでの予約が可能です。利用日が平日の場合は、原則、申込み不可としていますが、管理人の勤務体制（シフト）上、受入が可能な場合もあるため、利用される施設にお問い合わせのうえ、ご相談ください。

Q3：現状の予約運用（いつでも予約OK）を行わないとするとスポーツ振興の施策（利用促進・利用者数の増加）に逆行するのではないか？

A：施設の適正な運営や維持管理も重要な施策でございます。今回、該当する6施設にあっては、稼働率が著しく低く、予約運用の一部を変更（抽選申込みの運用は現行どおり、空き申込み期間のみ短縮）するものです。なお、26日以降であっても、勤務体制（シフト）に影響がない場合は、可能な限り、随時予約にも対応することとしておりますので、ご理解ください。

Q 4 : 利用者 ID 登録や使用料の支払いはどのようになるのか。

A : 土日祝日の場合は、受付（支払い）可能ですが、平日の場合は、原則、受付（支払い）できません。ただし、管理人が勤務している場合は、受付（支払い）できますので、ご利用の際は、予め施設にご確認の上、受付等をお願いします。

Q 5 : 対象の 6 施設以外の施設の予約運用はそのままか？

A : 令和 8 年度中、対象の 6 施設以外での運用変更は予定しておりません。ただし、令和 9 年度以降については、段階的に人員配置の適正化を図ることとしており、対象の 6 施設に加え、運用変更を行う施設の追加を予定しています。